

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）7条1項の規定に基づく児童手当認定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成30年1月31日付けで行った児童手当認定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

児童手当の認定請求手続について、きちんとした説明もなく、手当が1か月なしになった。最初にちゃんとした説明がないのに、理解しろというほうが無理がある。生活が苦しい子育て世代に対しての対応とは思えないものであった。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年8月21日	諮問
平成30年9月28日	審議（第25回第3部会）
平成30年10月19日	審議（第26回第3部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 児童手当の支給要件

法4条1項によれば、児童手当は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下「中学校修了前の児童」という。）又は中学校修了前の児童を含む2人以上の児童（施設入所等児童を除く。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母等であって、日本国内に住所を有するもの等、同条1項各号のいずれかに該当する者に支給するものとされている。

#### (2) 認定手続

法7条1項及び3項によれば、児童手当の支給要件に該当する者（法4条1項1号から3号までに係るものに限る。以下「受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないものとされており、当該認定を受けた者が他の市町村（特別区を含む。）の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の

期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも同様とされている。

また、法施行規則 1 条の 4 第 1 項によれば、法 7 条 1 項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、法施行規則様式第 2 号を市町村長に提出することによって行わなければならないとされている。

そして、児童手当の支給を受ける権利は、その支給要件に該当したときから潜在的に発生しているのではなく、法 7 条に基づいて市町村長の認定を受けることによって初めて発生するものと解されている（中央法規出版株式会社「五訂児童手当法の解説」 110 頁参照）。

### (3) 児童手当の支給額

法 7 条 1 項の認定を受けた受給資格に係る支給要件児童の全てが 3 歳に満たない児童又は 3 歳以上小学校修了前の児童である場合で、当該 3 歳以上小学校修了前の児童が 1 人又は 2 人いるときは、児童手当の支給額は、15,000 円に当該 3 歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、10,000 円に当該 3 歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額とを合算した額とされている（法 6 条 1 項 1 号イ(1)(ii)）。

### (4) 支給開始時期

法 8 条 2 項によれば、児童手当の支給は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始めるものであるが、同条 3 項によれば、受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後 15 日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請

求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始めるとされている。

なお、上記の災害その他やむを得ない理由により認定の請求ができなかった場合に該当するのは、台風、火災等の災害、交通事故、急病等の事故があったため、認定の請求ができなかったことが客観的にみて容認できる場合であると解されている（前掲書122頁参照）。

## 2 本件処分の検討

### (1) 児童手当の認定手続と支給開始年月について

請求人は、平成29年11月1日に〇〇区へ転入し、処分庁に対し、同年12月7日に本件請求書及び本件案内文等を提出したことが認められる。

また、請求人は、あらかじめ転出元である〇〇区から本件案内文の提供を受け、本件案内文の内容を確認し、処分庁に本件請求書とともに提出しているところ、本件請求書の提出を平成29年11月中にできなかったことについて、請求人から、「災害その他やむを得ない理由」があったことを証するに足る証拠の提出はないのであるから、法8条3項の適用はないものといわざるを得ない。

したがって、〇〇区から請求人への児童手当の支給は、請求人が処分庁に本件請求書を提出した平成29年12月7日の属する月の翌月（平成30年1月）から開始されることになる（法8条2項）。

### (2) 児童手当の支給額について

請求人は、本件児童らの父であり、本件児童らとは同居していないものの、監護し、かつ、生計を同じくしていることが認められるところ、本件児童らは、本件請求書提出時点において、長男は満0歳、長女は満3歳であることが認められるのであるから、それぞれ3歳に満たない児童、3歳以上小学校修了前の児童に該

当するといえる。

そして、請求人に対する児童手当の支給額としては、本件児童らは3歳に満たない児童が1人（15,000円）、3歳以上小学校修了前の児童が1人（10,000円）であるから、手当月額25,000円となるのであり、本件処分において違算は認められない。

### (3) 結論

上記(1)及び(2)のとおり、本件処分は、上記1の法令等の定めに従ってなされたものであって、違算等も認められないことから、本件処分が違法又は不当であるということとはできない。

### 3 請求人の主張

請求人は、上記第3のとおり主張するが、上記2のとおり、本件処分において、請求人に対する児童手当の支給開始年月が平成30年1月となったことに違法性ないし不当性はないのであるから、請求人の主張は理由がないといわざるを得ない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成